

矢吹町除染実施計画

<第4版>

平成28年3月

矢吹町

改正の履歴

年月日	内容	備考
平成23年12月28日	『矢吹町除染計画<第1版>』の策定	国の「緊急実施基本方針」に基づき矢吹町除染計画を策定する。
平成24年 7月13日	『矢吹町除染実施計画<第2版>』の策定	国の「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」)に基づき矢吹町除染実施計画を策定する。
平成26年3月31日	『矢吹町除染実施計画<第3版>』の策定	実施者を明確にすること及び「除染ガイドライン」の改訂に伴う矢吹町除染実施計画の見直しによる改訂。
平成28年3月31日	『矢吹町除染実施計画<第4版>』の策定	中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る方針に基づく矢吹町除染実施計画の見直しによる改訂。

※本除染実施計画は、「特措法」や新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

目次

1.	はじめに	1
2.	町内における放射性物質の分布	1
3.	除染の必要性	2
4.	除染の方針	2
(1)	基本方針	2
(2)	目標	2
(3)	計画期間	2
(4)	除染実施区域	2
(5)	除染実施者	4
(6)	優先順位	4
(7)	優先対象	4
5.	除染の実施	5
(1)	除染方法	5
(2)	除染のスケジュール	6
6.	除去土壌等の処理	6
(1)	除去土壌等の取り扱い	6
(2)	仮置場の構造	7
(3)	仮置場ができるまでの措置	8
(4)	除去土壌等の搬出	8
(5)	除去土壌等の記録・保存	8
(6)	除去土壌等の処理方針	8
7.	その他	8

1. はじめに

矢吹町は、福島県中通り地方の南に位置し、首都圏から200kmという地理的優位性と恵まれた高速交通体系を有し「さわやかな田園の町」として発展してきました。

本町の基幹産業は農業であり、阿武隈川や羽鳥ダムからの農業用水を利用した水田等の農地が町土の半分以上を占め、肥沃な土壌での「米」や「野菜」は首都圏から高い評価を得ております。

この度の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響により、町民の一人ひとりが経済的な損害のみならず、町全域に深刻な放射能汚染を引き起こし、健康面のみならず精神的にも多大な被害を受けております。

このような中、一日も早く原子力発電所事故前の生活を取り戻すため、放射線量の低減を目指し除染を行う必要があることから、「特措法」に基づき除染実施計画を策定しました。

2. 町内における放射性物質の分布

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の土壌への沈着が主要な汚染となっています。

町内全域において、事故当初は放射性ヨウ素の汚染が大きな割合を占めていましたが、現在は放射性セシウムが主要な汚染原因となっています。

町内の空間線量率は、町の環境放射線モニタリング結果によると、次のとおりとなっております。

地 域	空間線量率	平均空間線量率
矢吹	0.12 ~ 0.94 μ Sv/h	0.33 μ Sv/h
中畑	0.12 ~ 0.89 μ Sv/h	0.30 μ Sv/h
三神	0.10 ~ 0.61 μ Sv/h	0.23 μ Sv/h

※測定器: HORIBA PA1000H 測定場所: 地上 1.0m

測定期間: 平成 23 年 9 月上旬 ~ 平成 23 年 11 月下旬

線量計簡易校正済

3. 除染の必要性

平常時(0.04 $\mu\text{Sv}/\text{h}$)に比べ大きな空間線量率にある状況で、私たちは健康への影響について大きな不安を抱えています。この不安を早く解消するためには、放射線量を低くしなければなりません。そのためには、除染によってできるだけ早く放射性物質を取り除く必要があります。

4. 除染の方針

矢吹町は平成23年12月28日に汚染状況重点調査地域の指定を受けたことにより、本計画を策定し除染を推進して参ります。

(1) 基本方針

矢吹町は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、町内全域を除染します。

除染は、町が全力で取り組みます。

しかし、行政だけでは町内全域を早急に除染することは難しいことから、町民やボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

(2) 目標

- ① 長期的に追加被ばく線量を年間1mSv以下にすることを目標とします。
- ② 平成23年度から2年間で、日常生活環境における空間線量率を0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下となるよう目指します。

(3) 計画期間

計画期間は、平成23年度から平成28年度までとし、重点期間を平成24年度からの2年とします。

(4) 除染実施区域

町環境放射線モニタリング結果から町内全域を除染実施区域とします。

(空間線量率の単位は $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

地域	地区	空間線量率	平均空間線量率
矢吹	1区	0.12 ~ 0.94	0.31
	2区	0.17 ~ 0.67	0.31
	3区	0.21 ~ 0.62	0.32

矢 吹	4区	0.30 ~ 0.82	0.46
	5区	0.19 ~ 0.72	0.31
	6区	0.18 ~ 0.45	0.25
	柿ノ内	0.27 ~ 0.72	0.47
	田内	0.27 ~ 0.78	0.61
中 畑	原宿	0.17 ~ 0.40	0.26
	平鉢	0.21 ~ 0.26	0.23
	大畑	0.19 ~ 0.54	0.29
	寺内	0.17 ~ 0.36	0.26
	鍋内	0.18 ~ 0.57	0.29
	根宿	0.19 ~ 0.67	0.28
	松倉	0.18 ~ 0.45	0.26
	長峰	0.22 ~ 0.89	0.36
	弥栄	0.23 ~ 0.52	0.36
	大久保	0.19 ~ 0.43	0.28
	文京	0.18 ~ 0.40	0.29
	五本松	0.27 ~ 0.59	0.42
	諏訪清水	0.24 ~ 0.40	0.28
	中畑南	0.12 ~ 0.51	0.26
本村	0.16 ~ 0.34	0.24	
三 神	三城目	0.10 ~ 0.61	0.23
	南沢	0.13 ~ 0.51	0.23
	須乗本田	0.19 ~ 0.41	0.24
	須乗新田	0.12 ~ 0.49	0.24
	堤	0.20 ~ 0.33	0.24
	神田	0.17 ~ 0.40	0.23
	中野目	0.17 ~ 0.30	0.24
	明新	0.16 ~ 0.36	0.23

※測定器: HORIBA PA1000H 測定場所: 地上 1.0m

測定期間: 平成 23 年 9 月上旬 ~ 平成 23 年 11 月下旬

線量計簡易校正済

(5) 除染実施者

町が除染を行います。町だけで全てを行うには相当の期間を要することから、町民の皆様に除染の協力をお願いします。

国・県・及び東日本高速道路株式会社が管理する施設・森林等は、国・県・及び東日本高速道路株式会社が除染します。

なお、特措法第35条3項の合意により、実施者を変更することがあります。

(6) 優先順位

除染は、これまでの測定により判明した空間線量率の高い地域から重点的に進めます。

順位	地区	平均空間線量率
1	田内、柿ノ内、4区、五本松	0.42～0.61 μ Sv/h
2	上記以外の地区	0.23～0.36 μ Sv/h

(7) 優先対象

町民の生活空間を優先して除染を行います。放射線の影響を受けやすい子供・妊婦の生活空間(幼稚園、学校等施設、公共施設等)を考慮し優先順位を次のように定め、効果的で効率的な除染を行います。

順位	除染対象	詳細
1	幼稚園、学校等、それに付随する道路	幼稚園、保育園、小・中学校、その他同等の施設、通学路、側溝
2	公園	公園
	公共施設等	公民館、集会所、図書館、文化センター、野球場、福祉会館、その他同等の施設
	住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地、生活道路、側溝
3	商業施設・工場等	店舗、工場、事業所、倉庫
	道路	国道、県道、町道、農道、高速道路
	農地、森林(生活圏)	農地、森林(生活圏)
4	森林(その他)※	森林(その他)

※森林(その他)の除染の実施については、国の方針に基づき実施します。

5. 除染の実施

除染実施区域内で除染を行う際には、「除染関係ガイドライン」(環境省)及びこれを踏まえて策定された福島県の除染対策事業交付要領に則して除染を行います。

(1) 除染方法

除染は、原則として「除染関係ガイドライン」(環境省)に示す方法により行います。

ガイドラインに示される除染方法は次のとおりです。

なお、除染にあたっては、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去など、除染対象区域の放射線量に応じて、適切な除染方法を選択して実施します。

除染対象		除染方法
生活圏	住宅・宅地	庭木の剪定、軒下などの除草、雨樋の清掃
	道路	アスファルトの継ぎ目、ひび割れのブラッシング、側溝の清掃
	幼稚園・学校等・公園	校舎や遊具の洗浄、校庭の表土除去、側溝の清掃、落葉の除去
	公共施設等、商業施設・工場等	雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ・側溝等の清掃、汚泥の除去 屋上、壁面の清掃、拭取り ・落葉の除去、除草 ・枝葉の剪定
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹: 枝葉の剪定 落葉樹: 落葉の除去、除草
森林(生活圏)	枝葉の剪定、落葉除去	
農地	反転耕、深耕、除草等・樹皮の洗浄、剪定	

(2) 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは次のとおりです。

除染対象	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
幼稚園・学校等それに付随する道路	重点地域を優先的に実施する。詳しくは個別に実施スケジュールを策定し実施します。				経過を観察し、追加の除染が必要な場合は適宜対応を行います。	
公園	重点地域を優先的に実施する。詳しくは個別に実施スケジュールを策定し実施します。					
公共施設等、住宅・宅地等、それに付随する道路	重点地域を優先的に実施する。詳しくは個別に実施スケジュールを策定し実施します。					
商業施設・工場等 その他の道路 農地、森林 (生活圏)	重点地域を優先的に実施する。詳しくは個別に実施スケジュールを策定し実施します。					

6. 除去土壌等の処理

(1) 除去土壌等の取り扱い

除去土壌等について、国が計画している中間貯蔵施設への搬入までにはかなりの時間を要するものと考えられ、除染事業については早期の実施を求められることから、町としては、国が計画している中間貯蔵施設への搬入まで、除去土壌等を仮置場に保管することとします。

ア 公共施設

原則として、町がその敷地内に保管します。

イ 住宅・宅地・道路・側溝等

原則として、町が地域の理解と協力のもと、地区ごとに確保した仮置場に保管します。

(2) 仮置場の構造

仮置場は、二次汚染を起こさないよう、次の措置を講じます。

ア 地上保管する場合

- ①汚水が地下に浸透しないよう遮水シートなどを敷設する。
- ②除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置する。
- ③雨水侵入防止のため遮水シートなどで覆う。
- ④除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とする。
- ⑤遮蔽用の土もしくは土のうで適切に覆う。
- ⑥仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表する。
- ⑦仮置場に不用意に近づかないよう囲いを設け、注意標識を設置する。

イ 地下保管する場合(半地下・地下)

- ①帯水層に達しないよう注意し、除去土壌等を仮置きするための穴を設ける。
- ②汚水が地下に浸透しないよう穴の底面及び側面に遮水シートなどを敷設する。
- ③除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置する。
- ④雨水侵入防止のため遮水シートなどで覆う。
- ⑤除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とする。
- ⑥遮蔽用の土もしくは土のうで適切に覆う。
- ⑦仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表する。
- ⑧仮置場に不用意に近づかないよう囲いを設け、注意標識を設置する。

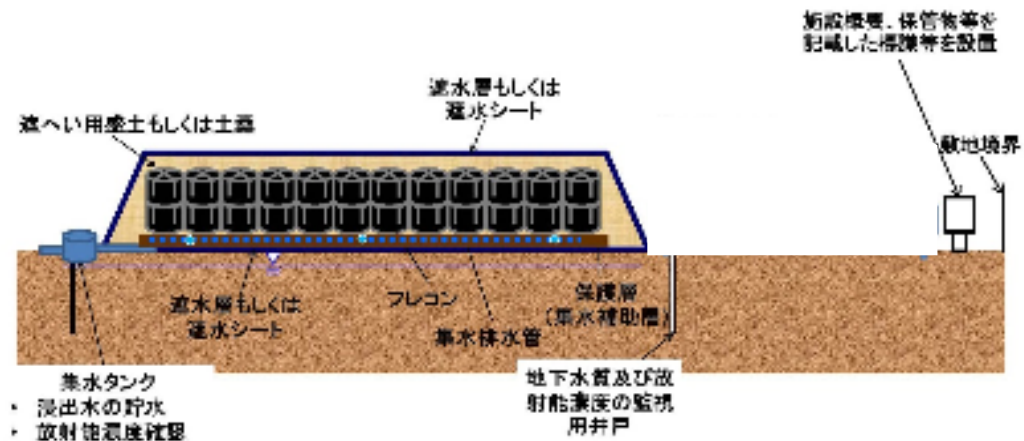


図 地上保管する場合のイメージ

(3) 仮置場ができるまでの措置

住宅・宅地は、その敷地内で現場保管をお願いします。

通学路、側溝などは、各地区の集会所・公民館などで一時保管をお願いします。

(4) 除去土壌等の搬出

住宅地、集会所などで保管している除去土壌等は、仮置場設置後、町が速やかに現場保管場所・一時保管場所から仮置場へ搬出します。

(5) 除去土壌等の記録・保存

放射線量や地下水の放射能濃度の測定結果、保管中の除去土壌等の量(土のう袋等の数)、収集者や保管者の氏名や住所を記録します。

施設の操業期間終了まで保存します。

これらの記録を、環境省令で定められる期間、保存します。

(6) 除去土壌等の処理方針

仮置場及び現場保管場所にて保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については、仮置場及び現場保管場所から町が設置する積込場までは町が、積込場から中間貯蔵施設までは国が実施します。中間貯蔵施設までの運搬は、国が策定する輸送実施計画を踏まえて行ないます。

除去土壌等の中間貯蔵施設での保管及びその後の処分は国が実施します。

7. その他

計画の効率的かつ円滑な実施のため、関係者による協議会の設置を検討します。

さらに、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施します。

なお、除去土壌等の除染等の措置を実施する際、除去土壌等の発生抑制に配慮し、住民等が除去土壌等の除染等の措置を行う場合にあつては、作業方法や留意事項を周知します。